鳥取県特定事業主行動計画『子育てにやさしい職場づくり推進プログラム』（後期）体系図

◎子育てを行う職員を応援する意識を全職員に浸透させる取組をより一層着実に促進する

めざす姿

職員みんなで、多様な働き方を支援する意識と環境づくりに努め、安心して子育てできる「元気」で働きやすい職場

重点目標

子どもが生まれたすべての男性職員が「1か月以上の育児に伴う休暇・休業」を取得することを目指し、以下の取組を重点目標として実施する。
・所属長と対象職員のプランニング面談の実施　　100%
・対象職員によるプランニングシートの作成　　100%
・男性職員への1か月以上の休暇・休業取得勧奨　100%

具体的取組の柱（テーマ）

柱1：子育てを理解し応援する職場づくり

○職場等の理解
（1）みんなで子育てを応援する職場づくり
（2）社会全体で子育てする意識づくり

○部下の仕事と家庭の両立を応援する「イクボス・ファミボス」の推進
・行動指針「鳥取県庁イクボス憲章」の周知と実践の働きかけ
・全管理職による「イクボス・ファミボス宣言」の実施
・「イクボス・ファミボス研修」「育児応援チェック」の実施
・所属長の取組状況を人事評価（イクボス・ファミボス度）に適切に反映
○対象職員と所属長を対象に支援制度等の説明・相談会を実施
○「イクボス・ファミボス通信」「子育て応援メッセージ」を発信
○「子育てにやさしい職場づくり推進データベース」による情報提供
○育児休業を取得した職員の業務を代わりに行った職員への手当支給
○「職場参観デー」を実施、地域活動・ボランティア活動への参加促進

○男性職員の子育て
（1）男性職員への積極的な後押し

○職員の育児休業等の積極的な取得促進
・「身上報告書データベース」による子の出生予定報告
・出生予定日の3か月程度前の時期までに「子育て応援プランニング面談」
・男性職員への「育児に伴う1か月以上の休暇・休業」の取得勧奨
・「身上報告書データベース」による子育て応援プランニング面談の実施
・子育て応援プランニングシートの作成

数値目標
・男性職員の育児休業取得率
　１００％（1週間以上）
・「妻の出産時の休暇」の取得率　１００％
・「育児参加休暇」の取得率　１００％

柱2：仕事と子育てを両立できる職場づくり

○両立支援
（1）仕事と子育ての両立支援
（2）ワークライフバランスの推進

○対象職員と所属長を対象に支援制度等の説明・相談会を実施【再】
○「子育てにやさしい職場づくり推進データベース」による情報提供
○職員の育児休業等の積極的な取得促進【再】
○「身上報告書データベース」による仕事と育児の両立に係る制度利用・働き方の意向の共有
○仕事と子育てが両立できる勤務地等に配慮した人事配置
○育児休業、育児短時間勤務、部分休業等の取得者に対する代替職員の配置
○妊娠中、子育て中職員の時間外勤務制限
○非常時においても仕事と子育ての両立を支援するための環境整備
○在宅勤務制度及びフレックスタイム制度の拡充等による多様で柔軟な働き方の整備
○在宅勤務等手当による在宅勤務を行う職員の負担軽減
○「働き方チャレンジ期間」の設定による多様で柔軟な働き方の利用促進
○勤務時間のシフト、人員配置の弾力化による柔軟な体制整備
○給与・勤怠管理システムによる勤務時間の適正管理
○働き方の見直しや業務の効率化・平準化による時間外勤務縮減
○勤務間インターバル制度の導入による職員の生活時間の確保
○休暇計画表の活用、年次有給休暇の計画的な取得促進
○専門的な職種について短時間勤務正職員の制度を創設

数値目標
・職員１人あたりの年次有給休暇等（夏季休暇を含む）取得日数
　１７日以上
・本庁及び地方機関それぞれの職員1人あたりの月平均の時間外勤務
　１０．０時間未満

○職場環境
（1）風通しのよい職場環境づくり

○「認め合い」の取組を推進
○スポーツ大会やボランティア活動の実施、
○郷土の伝統芸能行事への職員の参加を支援
○ハラスメント相談窓口等により職員からの相談に対応
○鳥取県職員安全衛生管理規程に規定する職域委員会開催の働きかけ

柱3：安心して子育てに専念できる職場づくり

○育児休業環境
（1）安心して育児休業を取得できる環境整備
（2）育児休業中の職員の職場復帰支援

○仕事と子育てが両立できる勤務地等に配慮した人事配置
○職員の育児休業に対する代替職員の配置
○職員の育児休業等の積極的な取得促進【再】
○「子育てにやさしい職場づくり推進データベース」により情報提供【再】
○育児休業中の庁内LAN接続環境の整備
○職場復帰支援プログラム(eラーニング)の提供、自己啓発活動支援
○育児休業者の職場復帰支援